

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 複数事業労働者の労災等給付 —

Q： 当社では社員に兼業や副業を認めています、先日ある社員が兼業先で作業中に骨折し、療養のため兼業先も当社も休業することになりました。兼業・副業に関し労災の制度が変わったそうですが、当社も何か手続が必要でしょうか？

A： これまで労災等給付は、災害が発生した勤務先（災害発生事業場）の賃金のみを基礎に給付額等を決定していましたが、今回の労災保険法の改正で、ご質問のような**複数事業労働者**（事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者）について**全ての就業先の賃金額を基礎として算定**することになりました。具体的には、**各就業先での平均賃金を合算した額が給付基礎日額**となり、各給付等の計算のもとになります。

ご質問の社員の方は災害発生事業場以外の就業先（**非災害発生事業場**）である御社も休業されるそうですが、非災害発生事業場ではその日については休業（＝無給）ではなく**年次有給休暇**（＝有給）とされることもあります。この場合は、その日の**一部分のみ労働**した場合と同様に考え、**給付基礎日額からその日の賃金額（年休分）を控除した額**をもとに給付額が計算されます。

手続は災害発生事業場が行います。手続書類の中に複数事業労働者用の別紙があり、それに非災害発生事業場の証明が必要です。

なお、**労働基準法の災害補償責任**（**休業の最初の3日間について平均賃金の100分の60の休業補償**など）は災害発生事業場が負い、**非災害発生事業場は負わない**とされました。非災害発生事業場での賃金額に基づいた災害補償責任相当分を災害発生事業場が負うこともありません。



2021年  
2月号

## 法改正ニュース

- 子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得 —  
（令和3年1月1日～）  
（改正前）＊半日単位での取得が可能  
＊1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない  
→（改正後）＊**時間（1時間の整数倍）単位**での取得が可能  
＊**全ての労働者**が取得できる

- 自営業を営む従業員等への雇用保険適用 —  
（令和3年1月1日～）  
従業員の方が**自営業**を営む場合や**雇用関係にない法人の役員等**の場合  
…**雇用保険の適用要件**（**1週間の所定労働時間が20時間以上かつ雇用見込みが31日以上**）を満たす場合、従業員としての収入と自営業等による収入の**どちらが多いかに関わりなく**、**雇用保険被保険者資格取得届の提出が必要**  
※**離職と同時に自営業等による収入も失った場合に失業等給付を受給できない**という事態を避ける趣旨なので、**自営業に専念のため求職活動を行わない場合**や**代表取締役**に就く場合、**会社役員として一定以上収入がある場合**など、**失業等給付を受給できない**場合があります。

### 標準報酬月額の特例改定期間が再延長されます

**社会保険の特例改定**に関し、急減月の対象が（令和2年4月～7月から）12月までに延長されていましたが、更に**令和3年3月まで**延長されました（**手続期限は令和3年5月末日**）。

**令和2年7月までの急減により特例改定を受けた方も同年8月～令和3年3月の急減による特例改定の申請を行うことができます**（ただし**8月の報酬に基づく定時決定の特例**（※**再延長された上記特例措置の一つ**）を受けている場合は申請できません）。